

入札説明書

(一般競争入札用)

1 一般競争入札について

一般競争入札は、入札前に入札に参加する者の参加資格の確認を一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けて確認した上で、入札書を提出し、開札を行った後、最低の入札手数料率提示者（予定手数料率の制限の範囲内の手数料率をもって提示した者のうち最低手数料率を提示した者をいう。以下同じ。）に對してから落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札手数料率提示者を最低入札手数料率提示者（予定手数料率の制限の範囲内の手数料率をもって提示した者のうち最低手数料率を提示した者をいう。以下同じ。）とし、落札決定し契約を締結するものである。

(1) 最低入札手数料率提示者の入札が無効の場合

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

ア 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

イ 広島市税を滞納していないこと。

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

エ 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) (ア)から(カ)までに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用者として使用した者

オ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

(イ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの

カ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

キ 本件業務に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

(ア) 病院機構又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、病院機構又は広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(イ) 病院機構又は広島市の指名停止措置を受けている者

(ウ) 営業停止処分を受けている者

(エ) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者

ク 本件業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、営業停止処分を受けている者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することができないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

ケ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格を確認された者であること。

(2) その他

入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

ただし、入札参加条件に掲げる病院機構又は広島市の競争入札参加資格を有しないもので、本件入札に参加を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて一般競争入札参加資格確認申請書の提出前に病院機構本部事務局契約課へ提出し競争入札参加資格付与のための審査を受けること。

3 仕様書等に関する質問及び質問に対する回答書の閲覧

(1) 仕様書等に関する質問

ア 所定の様式により電子メールで提出すること。

イ 提出期間、提出場所及び提出方法は、入札公告に記載したとおり。

(2) 質問に対する回答書の閲覧

質問者に直接回答（電子メール）するほか、入札公告に記載した場所にて閲覧に供する。

4 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 添付書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写しを添付すること。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

・資格確認申請書提出日が令和8年1月15日の場合 ⇒令和7年10月16日以降の証明年月日のもの

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書は不可）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(1)イの例を参照のこと。

エ その他必要となる添付書類

その他入札公告等で必要とされた以下の書類等の写しを添付すること。

(2) 提出場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話：082（569）7836

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

ただし、病院機構から別途指示のある場合は、その指示による。

※ 提出のあった申請書等については、記載漏れ等について簡単に確認し、受理するが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合の注意事項

1 配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

2 前記(1)に掲げる書類を同一の封筒に入れ、封筒の表に「令和8年1月28日開札」、「広島市立病院機構におけるクレジットカード利用取扱業務（VISA・Master）に係る入札書在中」、「一般競争入札参加資格確認申請書等在中」と朱書すること。

(4) 提出部数

1部とする。

提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、病院機構から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。

(5) 提出期限

入札公告の日から令和8年1月15日（木）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）を除く毎日の午前

8時30分から午後5時まで。

5 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

一般競争入札参加資格の有無については、前記4(1)により提出された申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、病院機構から申請書等に關し説明を求められたときは、これに応じなければならない。入札参加資格の審査結果については、後日ファクシミリにより通知する。

6 病院機構又は広島市の競争入札参加資格を有していない者の参加

入札参加条件に掲げる病院機構又は広島市の競争入札参加資格を有していない者も、前記4により一般競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、病院機構の指定する申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに病院機構の競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(1) 申請期間

入札公告の日から令和8年1月15日（木）までの日（土日、祝休日等を除く）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

ア 交付方法

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)トップページの「入札・契約情報」→「各種帳票・様式」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

イ 提出場所及び問合せ先

前記4(2)と同じ。

(3) 申請方法

申請書及び添付書類は、前記(2)イの場所に持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）するものとし、ファクシミリによる申請は受け付けない。

(4) 申請者の義務

申請者は、病院機構から申請書等に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

ア 持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）に限る。封入方法は、「入札書等の封入方法」を参照のこと。

イ 郵送の場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の封筒に入れ、封筒の表に「令和8年1月28日開札」、「広島市立病院機構におけるクレジットカード利用取扱業務（VISA・Master）に係る入札書在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称を記載すること。

(ア) 入札書

a 入札書は、所定の様式により提出すること。

b 入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定型封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れること。封筒の表に「令和8年1月28日開札」、「広島市立病院機構におけるクレジットカード利用取扱業務（VISA・Master）に係る入札書在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

c 再度の入札は、初度入札後、直ちに実施するので、再度入札に備え、再度入札用の入札書を開札日に持参すること。

(イ) 委任状（必要な場合のみ）

a 委任状は、所定の様式により提出すること。

b 代表者でない者が、当該入札において代理人（代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。

代理人（復代理人）として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者住所氏名欄の記載例)

○○市○○町○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

上記代理人（復代理人） ○○ ○○ 印

ウ 提出された入札書等の撤回又は差し替えは、提出期限内であっても一切認めない。

(2) 入札書等の提出期限

入札公告に記載したとおり。

(3) 入札書等の提出場所

前記4(2)と同じ。

(4) 共通事項

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差替えまたは撤回等は一切認めない。また、入札書等の提出期限を過ぎて入札書を提出した者は、入札に参加していない扱いとする。

8 入札手続等

- (1) 入札の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書記載手数料率
入札者は、手数料率（小数第4位以下は切り捨て）を記載すること。
- (3) 入札の回数
ア 入札は初度及び再度の2回とする。
イ 初度入札において、予定手数料率の制限の範囲内の手数料率（以下「予定手数料率内の手数料率」という。）がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。
ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。
- (4) 開札の立会い
ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記4(2)の契約課へ連絡すること。
入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。
イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。
エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。
- (5) 落札者の決定方法
ア 予定手数料率内の手数料率で最低の手数料率をもって有効な入札を行った入札者を落札者として決定する。
イ 予定手数料率内の手数料率で最低の手数料率をもって有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引により順番を決定する。なお、くじを引くべき者が入札（開札）に立ち会っていないとき、くじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に關係のない病院機構職員がその者に代わってくじを引くものとする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約手数料率
落札者の手数料率をもって契約手数料率とする。
- (3) 契約保証金
本機構の契約規程第28条第1項第7号により、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 契約書の作成等
ア 落札者は、落札決定後5日以内に病院機構と契約書を取り交わすものとする。
イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。
また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として年間のクレジットカード入金予定額に契約手数料率を乗じた額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。なお、病院機構は契約を締結しなかった落札者を、その後の病院機構における競争入札に参加させない措置を講ずる。
ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。
エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
ただし、契約書の様式は、病院機構が交付する。
- (5) 入札の中止等
本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等による入札の執行が困難な場合入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「変更・中止公告」に掲載するので入札前に確認すること。
- (6) 入札の無効
次に掲げる入札は、無効とする。
ア 入札参加資格のない者がした入札
イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低手数料率以上の手数料率でした入札

エ 入札手数料率を訂正した入札

オ その他契約規程第6条各号のいずれかに該当する入札

(7) 本件業務の履行に当たって

本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに契約規程等の諸規程及び委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(8) 特記事項

本調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適用を受ける調達であるため、改正協定第18条、日欧協定第10.12条、日英協定第10.12条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。

(9) この入札に関係する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、病院機構のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
01 入札公告（写し） 02 入札説明書 03 契約書（案） 04 自動サービス機による信用販売に関する覚書（VISA・Master用） 05 仕様書 06 一般競争入札参加資格確認申請書 07 仕様書等に関する質問書 08 入札書、委任状 09 入札書の作成について 10 入札書等の封入方法 11 申立書（広島市へ納税義務がない者）	病院機構のホームページ（ http://www.hcho.jp/ ）のトップページの「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「政府調達案件(WTO)一覧」へ画面を展開し、入札案件を検索してからダウンロードすること。